

# 平成 29 年度岡山県計画に関する 事後評価

平成 3 0 年 1 0 月

岡山県

令和 5 年 1 1 月（追記）

### 3. 事業の実施状況

平成29年度岡山県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成29年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を踏まえて、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築していく必要がある。</p> <p>平成30年7月1日現在の本県の回復期病床数は3,571床であるが、地域医療構想における令和7年の回復期に係る必要病床数は6,480床と約3,000床不足しており、病床機能の分化・連携の取組を進めていく必要がある。</p> <p>アウトカム指標：令和6年度における回復期病床数：5,832床 (地域医療構想 進捗率90%)</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>地域医療構想における必要病床数に対し、病床機能報告にて過剰となっている機能病床について、地域医療構想調整会議における協議を踏まえ、不足する機能病床へ転換するための施設整備に対して補助を行う。また、地域医療構想の達成に向けた医療機関の統合・事業縮小の際に要する費用に対しても補助を行う。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	対象医療機関数：7機関	
アウトプット指標(達成値)	令和5年度以降事業着手予定	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：観察できなかった(令和5年度以降事業着手予定)	

	<p>(1) 事業の有効性 未実施（令和5年度以降事業着手予定）のため評価不能</p> <p>(2) 事業の効率性 未実施（令和5年度以降事業着手予定）のため評価不能</p>
その他	<p>未実施理由：事業要望件数・額が当初想定を下回ったため。</p> <p>今後の方向性：令和5、6年度事業に充当予定。</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 小児等在宅医療連携拠点事業	【総事業費】 15,697 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	NICU(新生児特定集中治療室)等で長期の療養を要した小児をはじめ、在宅での医療的ケアを必要とする児者が必要な医療・福祉サービス等の提供を受け、地域で安心して療養できるよう、事業実施者が医療・保健・福祉・教育・介護等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備を目指す。 アウトカム指標： ・短期入所施設利用者数(小児)の増加 (H26:2,312人→H30:2,908人) ・医療型短期入所施設利用者数(小児) (R3:1,007人→R4:1,250人) ・短期入所サービス実施施設数(障害児)の増加 (R3年度末:45施設→R4年度末:50施設)	
事業の内容(当初計画)	(1) 小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定 (2) 地域の医療・福祉、教育資源の把握と活用 (3) 地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関との連携 (4) 地域の福祉・行政関係者との連携促進 (5) 患者・家族の個別支援 (6) 患者、家族や学校関係者等への理解促進・負担軽減 等	
アウトプット指標(当初の目標値)	・研修会・連携会議参加人数：100名	
アウトプット指標(達成値)	・研修会・連携会議参加人数：347名(H29)、179名(H30) <令和4年度> 研修会：新型コロナウイルス感染症の影響等により未開催 連携会議：2回開催(13機関、47名参加)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：観察できた ・短期入所施設利用者数(小児)の増加：(H30年度)2,314人 ・医療型短期入所施設利用者数(小児)：(R4)1,045人 ・短期入所サービス実施施設数(障害児)：(R5.4.1時点)51施設  短期入所施設の利用者数については、利用希望者の状況のみならず、施設の空き状況や施設で利用できるサービス等にも影響される場合があると考えている。また、利用施設と利用者との要望等のマッチ	

	<p>ングも難しいケースも報告されていることから、当事業において、実施している短期入所情報交換会において、利用者にとって利用しやすいサービスを検討し、地域で安心して生活できるシステムの構築を目指していく。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>医療的ケア児やその保護者が地域で安心して療養するためには、資源の開発や支援者の資質向上などの体制整備が不可欠であり、本事業の取組を通して、関係機関の連携体制の強化を図ることにつながった。</p> <p>年々増加傾向にあった短期入所施設利用者数(小児)だが、平成30年度は減少しアウトカム指標を達成できていないことから、利用者にとって利用しやすいサービスを検討し、地域で安心して生活できるシステムの構築を目指していくこととしている。</p> <p>また、医療型短期入所施設利用者数についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当該施設に利用制限が設けられたため、利用件数が目標値に達しなかった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>旭川荘は、県内全域的に事業を展開しており、長年にわたり在宅の小児の医療や療育に取り組んでいることから、関係機関との連携の素地ができています。本事業でこの基盤をもとにさらに体制整備を図ることで効率的に事業を実施できている。また、関係機関との連携を図り易いことから、スムーズに情報共有、連絡調整ができており、コスト削減につながっている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.29】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 184,158 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>指導ガイドラインにより、看護師等養成所設置者は、営利を目的としない法人であることが原則とされているため、養成所の運営に当たり、教育内容の向上及び看護師養成力の強化を目的とした支援が必要。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員の従事者数(常勤換算) の増加 (H26:26,584.8人→R2:27,219.4人)</li> <li>・ 看護師等養成所卒業者の県内施設就業率 R2年度:59.9% (看護師等養成所運営事業計画による) ⇒R4年度:65.0%</li> </ul>	
事業の内容(当初計画)	看護職員の確保、看護教育の充実を図るため、厚生労働省等の指定を受けた看護師等養成所が看護師等の養成を行う場合に、専任教員費、専任事務職員費等の経費に対して補助を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象施設数及びその定員数 H28:13施設 定員数1,998人→R2:目標15施設 定員数2,418人</li> <li>・ 看護師等養成所の学生定員数の維持 R4年度:補助13施設、定員数2,036人</li> </ul>	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援対象施設数及びその定員数 &lt;平成29年&gt; 実績13施設 定員数1,960人 &lt;令和2年&gt; 実績15施設 定員数2,456人</li> <li>・ 看護師等養成所の学生定員数の維持 R4年度:補助13施設、定員数2,036人</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標:観察できた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員業務従事者数(常勤換算) (R2.12.31時点27,525人)</li> <li>・ 看護師等養成所卒業者の県内施設就業率 R4年度:64.6% (看護師等養成所運営事業計画による)</li> </ul> <p><b>(1) 事業の有効性</b>  看護師等養成所の運営に当たっては、専任教員の人件費や、講師・実習施設への謝金等の多額の経費が必要となりこれは、教育水準を確保するために不可欠なものである。本事業により、これらの一部を補助することにより、養成所の安定的な運営が図られている。県内施設就業率の向上のため、引き続き養成校や実習病院等と協力して県内定着への働きかけを行うとともに、個々の学生に対する個別対応も実施していく。</p>	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>看護師等養成所は、指定規則及びガイドライン等の関係法令に沿った運営を義務づけられており、当課はそれら関係法令に基づく監督権限を持っている。この事業実施により、監督官庁として看護師等養成所の運営状況を把握しつつ、関係法令遵守の指導や、合理的な運営の指導を行うことが可能となる。また、看護師等養成所側にとっては、事業実施により、県からの運営経費等の確認が行われ、かつ人件費が補助されることにより、より透明性のある運営が担保されるものとなっており、このことは、養成所における無駄なコスト削減にも繋がっている。</p>
その他	

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 岡山県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,838,313 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	介護施設・事業所	
事業の期間	平成29年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送ることができる体制の構築を図る。 アウトカム指標値：第6・7・8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画で見込んだ定員数の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	① 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、地域密着型サービス施設等の整備に対して支援を行う。 ② 施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、初度経費等に対して支援を行う。 ③ 施設用地の確保を容易にするため定期借地権の一時金について支援を行う ④ 既存の特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるため、プライバシー保護のための改修に対して支援を行う ⑤ 介護療養型医療施設からの転換整備について支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	① 地域密着型特別養護老人ホーム 5カ所（定員145人） 認知症高齢者グループホーム 2カ所（定員18人） 認知症対応型デイサービスセンター 1カ所 小規模多機能型居宅介護事業所 7カ所（定員63人） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所（定員9人） ② 介護医療院 1カ所（定員27人） ケアハウス（特定施設入居者生活介護） 2カ所（定員44人） 認知症高齢者グループホーム 1カ所（定員18人） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 介護ロボット・ICT導入支援事業 (定員205人) ④ 特別養護老人ホーム 6カ所（定員460人） ⑤ 介護医療院 1カ所（定員27人）	
アウトプット指標（達成）	平成29年度においては、次の事業に補助した。 ① 小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所（定員18人）	

<p>値)</p>	<p>② 定期巡回・随時対応型訪問居宅介護事業所 1カ所 平成30年度においては、次の事業に補助した。</p> <p>① 地域密着型特別養護老人ホーム 5カ所 (定員145人) 小規模多機能型居宅介護事業所 2ヶ所 (定員18人)</p> <p>② 特別養護老人ホーム 2ヶ所 (定員55人) 地域密着型特別養護老人ホーム 6ヶ所 (定員174人) 軽費老人ホーム 1ヶ所 (定員50人) 小規模多機能型居宅介護事業所 3ヶ所 (定員27人)</p> <p>④ 特別養護老人ホーム 5ヶ所 (定員194人) 令和元年度においては、次の事業に補助した。</p> <p>① 小規模多機能居宅介護事業所 1ヶ所 (定員5人) ② 介護医療院 3ヶ所 (定員58人) ④ 特別養護老人ホーム 2ヶ所 (定員53人) 令和2年度においては、次の事業に補助した。</p> <p>② 介護医療院 2ヶ所 (定員138人) ④ 特別養護老人ホーム 2ヶ所 (定員74人) ⑤ 介護医療院 2ヶ所 (定員138人) ⑥ 【追加事業】コロナ対策 (簡易陰圧) 介護施設等 23ヶ所</p> <p>令和3年度においては、次の事業に補助した。</p> <p>② 介護医療院 1ヶ所 (定員27人) ④ 特別養護老人ホーム 6ヶ所 (定員460人) ⑤ 介護医療院 1ヶ所 (定員27人) 令和4年度においては、次の事業に補助した。</p> <p>② ケアハウス (特定施設入居者生活介護) 1カ所 (定員14人) 認知症高齢者グループホーム 1カ所 (定員18人) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 介護ロボット・ICT導入支援事業 (定員205人)</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた →</p> <p>(1) 事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備により、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送ることができる体制の整備促進が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 施設整備の工事発注等において、入札など競争性を確保することにより効率的な事業の実施が図られた。</p>

その他	令和5年度への繰越事業	
	② ケアハウス（特定施設入居者生活介護）	1カ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	3カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1カ所